

憲法を議論せよ

島 昭宏 (弁護士)

16 歳のころからバンド活動に明け暮れ、42 歳の時にロック弁護士になろうと思い立ちロースクールに入学。民法、刑法・・・ちんぷんかんぷんだったけど、憲法だけは違った。最初の授業で、これ、知ってる！ そう思った。日本国憲法の理念は、ロックのスピリットそのものだったからだ。

例えば、憲法 13 条「すべて国民は個人として尊重される」

「個」の一文字だけが消えている自民党の憲法草案「全て国民は、人として尊重される」と比較するとよく分かる。人として尊重されるなんていうのは、わざわざ憲法で規定する必要はない。当たり前のことだ。敢えて、国が「個人」を尊重するとはどういうことか。

国民一人ひとりが、区別されることなく、それぞれに同じような重みをもってその存在を認められ、社会や集団に埋没することなく大切にされるということだろう。僕は小学生の時に、フォークの神様と言われた岡林信康が「私たちの望むものは 社会のための私ではなく 私たちの望むものは 私たちのための社会なのだ」と歌うのを聴いて感動したが、同じことがすでに憲法に書いてあったわけだ。

そんなわけで、僕は憲法ラブになり、おかげで受験勉強も順調に進んだ。

日本国憲法ができてから 70 年以上が経つが、99 条からなるその内容はとてもシンプルに作られていて、まるでビートルズのサウンドのように色あせることはない。しかし、そうはいっても、もちろん時代の変化によって改正の必要性を議論すべき時もあるだろう。僕は、憲法を一言一句変えちゃいけないとは思っていない。「護憲派」というより、憲法を尊重する「尊憲派」といった方がいいかもしれない。国の統治機構を定めた 41 条以下については、国会、内閣、司法の三権のチェック・アンド・バランス（抑制と均衡）が最近機能していない、と感じることが多い。ところが、この部分が議論されているという話は聞かない。

話題になるのは、いつだって 9 条だ。冷静に考えて、戦力不保持を定めた 9 条 2 項と自衛隊が存在する現実とは、確かに矛盾している。

1945 年 6 月 26 日、集団安全保障を採用する国連憲章が 50 カ国によって署名された。簡単に言えば、それぞれの国による武力の行使はせず、

軍事的な紛争に対してはすべて国連軍が出動して対処するという構想だ。翌 1946 年 3 月 2 日に草案ができあがった日本国憲法は、この集団安全保障を前提とし、先取りしたものだ。ところが、そのわずか 3 日後の 3 月 5 日には、イギリスの首相を退任したチャーチルがアメリカのミズーリ州で、いわゆる「鉄のカーテン」演説を行い、東西冷戦の幕開けを宣言していたのである（つまり、国連の 5 つの常任理事国が常に 3 対 2 に対立する構図）。国連憲章はすでに発効し、日本国憲法は 1946 年 11 月 3 日に公布されたが、世界では集団安全保障を機能不全に陥らせる東西冷戦が始まっていたのである。そして 1949 年 10 月 1 日には、共産党による中華人民共和国の建国が宣言され、翌 1950 年 6 月 25 日には、朝鮮戦争が勃発した。その対応に迫られたアメリカは、日本をアジアの防共の砦とするため、7 月 8 日、7 万 5000 人の警察予備隊の創設を指示し、これが自衛隊へと発展していったのである。

このように 9 条と現実とを乖離させた東西冷戦は、すでに終結した。しかし、今も常任理事国が有する拒否権等のために集団安全保障は機能していない。その中で、9 条をどう考えるか。現実に合わせて理想を妥協するのか、現実を理想に近づけるための知恵を絞るか。

今こそとことん議論せよ、憲法。